

デジタル庁

# コンプライアンス委員会資料

令和 3 年 9 月 29 日

# 本日の議題

---

## 1 開会

## 2 議事

- ・ 誓約書の提出状況等
- ・ 入札制限等制度の流れ(概要)
- ・ デジタル庁のコンプライアンスに関する体制
- ・ 行動指針の内容を具体化して周知する取組
- ・ その他

## 3 閉会

# 誓約書の提出状況等

---

## 職員説明会の開催状況

<全職員を対象とした説明会(オンライン開催)>

8月30日(火) 14:00~14:45 参加者数 111名

9月 2日(木) 14:00~14:45 参加者数 85名

<入札制限に関する説明会(オンライン開催)>

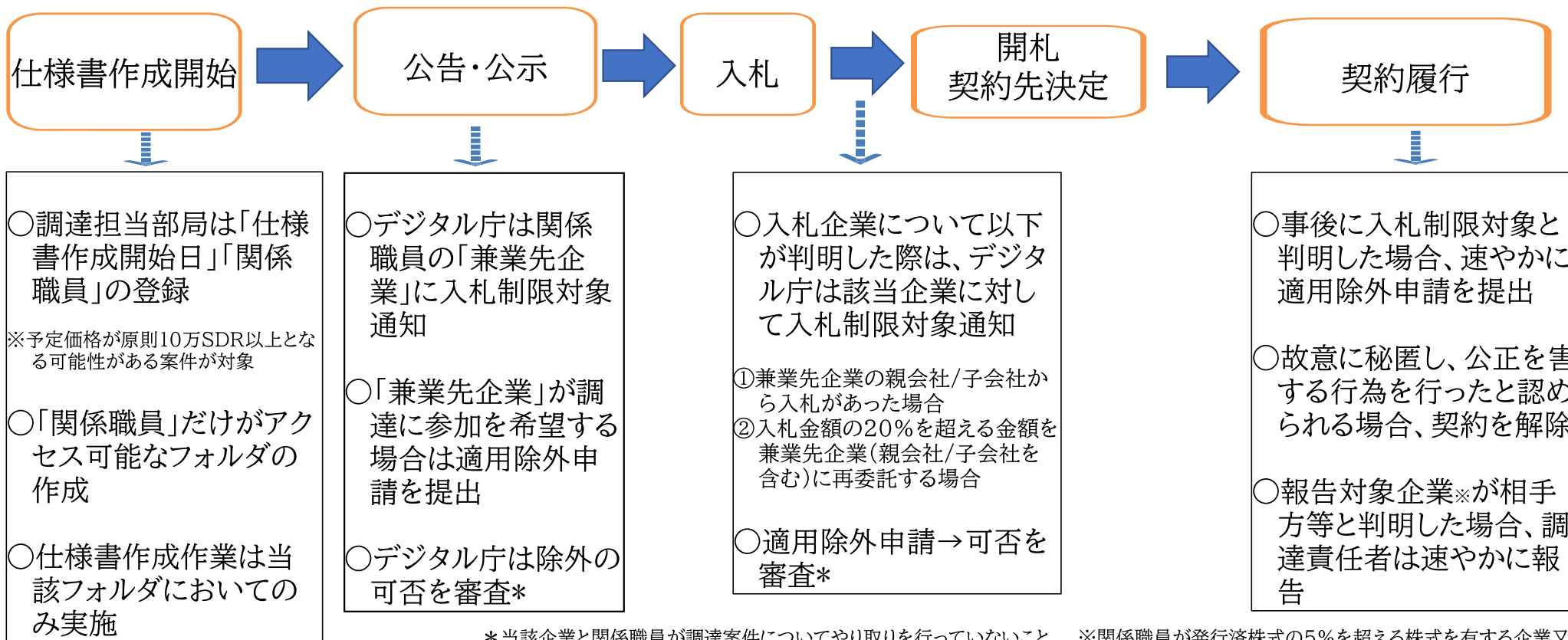
9月16日(木) 14:00~14:45 参加者数 92名

※ 上記参加者数は事前に参加登録をした者の数  
(実際は、これを上回る数の職員が参加)

## 誓約書の提出状況

提出者数520名(令和3年9月22日現在)

# 入札制限等制度の流れ(概要)



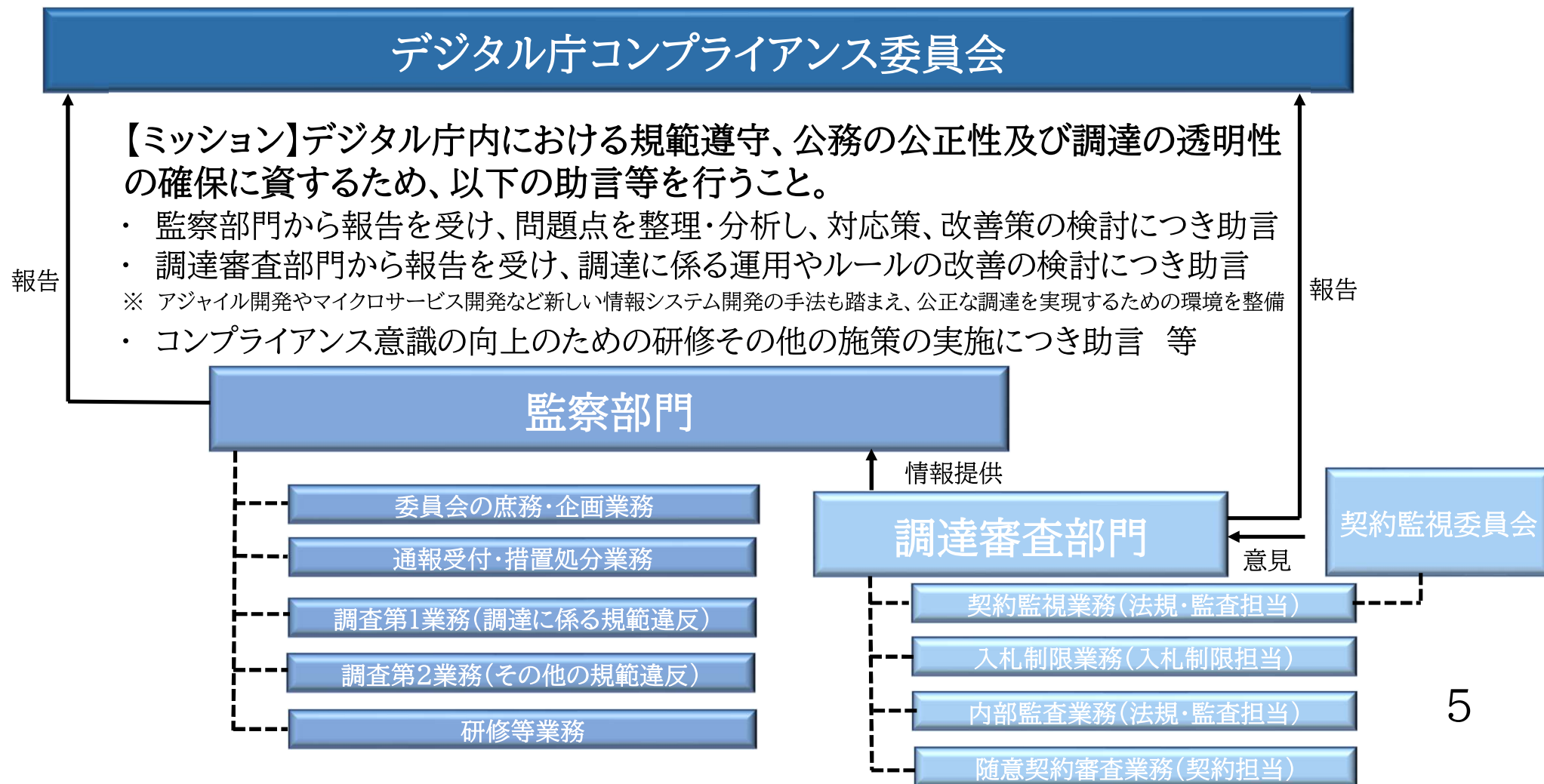
\*当該企業と関係職員が調達案件についてやり取りを行っていないことを接触履歴から確認できる場合等には、適用を除外

※関係職員が発行済株式の5%を超える株式を有する企業又は特許権若しくは著作権を保有する場合であって、契約の履行に当たり、当該契約に係るシステムの構築・運用等において当該特許権若しくは著作権を使用する企業をいう。

★新たな事実が判明した場合又は疑義を感じる点があった場合、調達審査部門は監察部門に情報連携し、監察部門は必要に応じて監察を実施

# デジタル庁のコンプライアンスに関する体制

※会議体・部門名は仮称



## 行動指針の内容を具体化して周知する取組

---

### 【行動指針】

「我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を目的とするデジタル社会の形成の司令塔となるデジタル庁で働く者は、その職責の重さを十分認識し、関係する規範を遵守しながら、自らが有する専門的な知識又は技能を存分に発揮し、創造的かつ自律的に行動する。」

⇒ 行動指針の内容を、できる限り具体化して職員に周知することが必要

現在、検討している取組は、以下のとおり。

- 規範違反となる事例を手元で確認できるような既存資料の活用
- デジタル庁独自の規範を分かりやすく整理、説明したハンドブックの作成
- 人事院倫理審査会事務局と連携した倫理関係研修の実施 等